

8 医 務 第 1 7 0 7 号

令 和 8 年 9 月 8 日

名 古 屋 市 長
豊 橋 市 長
岡 崎 市 長 殿
一 宮 市 長
豊 田 市 長

愛 知 県 保 健 医 療 局 長

「医療安全推進週間」の実施及び「世界患者安全の日」について（通知）

このことについて、令和8年9月2日付け医政発0902第1号で厚生労働省医政局長から通知がありました。別紙1のとおり、本年度においても「医療安全推進週間」（11月25日を含む1週間（本年度は11月22日（日）から11月28日（土）））を設け、医療安全に関する講習会の開催等、医療安全対策の普及、啓発活動を全国的に実施することとしたものです。

また、令和8年8月31日付け事務連絡で厚生労働省医政局医療経営改革課医療安全推進・医療指導室より通知がありました。令和元年のWHO総会で毎年9月17日を「世界患者安全の日」と定められ、患者安全に関する意識向上及び普及・啓発への御協力をお願いするものです。

つきましては、これらの通知の趣旨を貴所管内の医療関係団体、医療機関等へお知らせください。

なお、下記団体には別に通知しました。

記

公 益 社 団 法 人 愛 知 県 医 師 会
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 歯 科 医 師 会
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 薬 剤 師 会
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 病 院 協 会
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 精 神 科 病 院 協 会
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 医 療 法 人 協 会
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 病 院 薬 剤 師 会
公 益 社 団 法 人 愛 知 県 看 護 協 会
一 般 社 団 法 人 日 本 精 神 看 護 協 会 愛 知 県 支 部
公 益 社 団 法 人 愛 知 県 助 産 師 会
公 益 社 団 法 人 愛 知 県 臨 床 検 査 技 師 会

担 当 健康医務部医務課医療指導グループ内
医療安全支援センター

電 話 052-954-6311（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6918

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 31 日

医療安全担当関係者 各位

厚生労働省医政局医療経営改革課
医療安全推進・医務指導室

世界患者安全の日（9月17日）について

医療安全対策の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年のWHO総会において、毎年9月17日を「世界患者安全の日」とすることが定められました。厚生労働省におきましても、患者安全に関する意識向上及び普及・啓発活動を実施しているところです。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨について御了知いただくとともに、医療機関、関係団体等への周知及び普及・啓発活動への御協力をお願いいたします。

なお、世界患者安全の日の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryouanzen_kokusaitekina torikumi.html）を御参照ください。

<照会先>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医療経営改革課

医療安全推進・医務指導室 結城・加藤

代 表：03-5253-1111（内線：2579・2580）

令和 8 年度「医療安全推進週間」実施要綱

1 目的

医療安全の確保は医療政策の最も重要な課題の一つであることから、医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的とし、平成 13 年度から 11 月 25 日を含む 1 週間を「医療安全推進週間」と位置づけ、医療安全対策の推進を図っているところである。

2 期間

毎年、11 月 25 日（いい医療に向かって GO）を含む 1 週間とする。

令和 8 年度については、11 月 22 日（日）～11 月 28 日（土）とし、実施期間については、地域の実情に応じて変更できるものとする。

3 主催

厚生労働省

4 後援団体（予定）

（別添）

5 実施方針

平成 17 年 6 月、医療安全対策検討会議において、「今後の医療安全対策について」（報告書）が取りまとめられた。この報告書には、①医療の質と安全性の向上、②医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止策の徹底、③患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を重点項目とし、早急に対応すべき課題と施策が掲げられている。

特に当面取り組むべき課題として、「国及び自治体は、あらゆる機会を捉えて、患者、国民の医療への主体的な参加を促すため、必要な知識と情報を提供するとともに、患者、国民が医療に参加することの意義等についての理解を求めるための啓発、普及活動を行う」ことが提言されている。

これらを踏まえ、医療安全推進週間においては、「医療安全の向上のために、患者、国民との情報共有を図り、患者、国民の主体的参加を得て、医療関係者が共同で行動する」ことを念頭に、各種取り組みを実施することとする。

1) 重点事項

- ① 医療従事者の医療安全に関する知識の習得や安全文化醸成のための取組の推進
- ② 医療機関における医療安全のための組織的な取組の推進
- ③ 医療関連サービス関連団体、医薬品・医療機器等製造団体等における医療安全に関する取組の推進

- ④ 医療安全支援センターにおける地域の医療機関や住民を対象とした医療安全に関する普及啓発活動の推進
 - ⑤ 医療安全に関する国民の理解及び主体的参加を促すための取組の推進
- 2) 実施する行事等
- ① 医療安全の向上に資するポスターの掲示、リーフレットの配布等
 - ② 医療関係者に対する講習会、研修会等の実施
 - ③ 国民に対する医療安全に関するシンポジウム等の開催
 - ④ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌及びSNS等による広報

6 本省における対応

本省ホームページ上での告知及びポスターの掲載等を通じて、同週間の周知を行う。

7 各地方厚生（支）局における対応

医療安全に関するワークショップ等

- 1) 目的：医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者や安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とする。
- 2) 対象：主として医療従事者
- 3) 備考：本ワークショップは、各地方厚生（支）局において、概ね10月～12月の期間に実施予定。

(別添)

文部科学省	一般社団法人日本医療機器産業連合会
各都道府県	公益財団法人日本医療機能評価機構
独立行政法人国立病院機構	一般社団法人日本医療法人協会
独立行政法人労働者健康安全機構	一般社団法人日本衛生検査所協会
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	公益社団法人日本看護協会
国立研究開発法人国立がん研究センター	公益社団法人日本歯科医師会
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	公益社団法人日本歯科衛生士会
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	公益社団法人日本歯科技工士会
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	一般社団法人日本私立医科大学協会
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	公益社団法人日本精神科病院協会
国立健康危機管理研究機構	一般社団法人日本精神科看護協会
独立行政法人地域医療機能推進機構	日本製薬団体連合会
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	日本赤十字社
社会福祉法人恩賜財団済生会	一般社団法人日本病院会
一般財団法人医療関連サービス振興会	一般社団法人日本病院寝具協会
健康保険組合連合会	一般社団法人日本病院薬剤師会
国家公務員共済組合連合会	公益社団法人日本診療放射線技師会
一般財団法人船員保険会	公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会	一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
全国厚生農業協同組合連合会	公益社団法人日本臨床工学技士会
公益社団法人全国自治体病院協議会	社会福祉法人北海道社会事業協会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	一般社団法人日本医療安全調査機構
公益社団法人全日本病院協会	一般社団法人日本産業・医療ガス協会
公益社団法人日本医師会	公益財団法人医療機器センター
公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会	一般社団法人医療安全全国共同行動